



# 一般質問発言通告書

令和5年8月30日  
午後 3時30分 受付  
(通告書 2枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和5年8月30日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 あさのえくこ

質問事項	要旨	答弁者
1 児童発達支援センターの整備について	<p>児童発達支援センターは、児童福祉法に規定される施設で、発達に遅れのある又は障害のある子どもを通所させ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに、家族が安心して子育てができるよう家族への支援も行う、言わば療育施設の中心的役割を担うことが期待される施設です。現在つくば市には設置されておらず、整備を進めてきましたが、先の6月定例会において、市長から筑波大学による事業者募集が不調に終わったため、できる限り早期に事業計画の検討を行うとの報告がありました。</p> <p>そこで、つくば市の児童発達支援センター整備に関するこれまでの状況及び今後の計画につきまして、以下お伺いします。</p> <p>(1) つくば市における児童発達支援センター整備の現在までの進捗状況</p> <p>(2) 整備に当たり、つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会の提言がどのように反映されたか。</p> <p>(3) 2024（令和6）年4月施行の改正児童福祉法では、児童発達支援センターの類型について、福祉型・医療型の一元化が明記されましたが、つくば市の児童発達支援センターにおいて医療型をどのように位置づけていく予定でしょうか。</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
2 人工内耳装着者への消耗品の補助	<p>補聴器では聴力を補うことが難しい高度難聴者にとって、人工内耳は音声コミュニケーションを補う有効な手段です。人工内耳の埋め込みは外科手術を必要とする医療行為になりますが、埋め込まれた体内装置以外に、集音のための体外装置（スピーチプロセッサ）を必要とし、専用の電池で稼働します。これらの装置や消耗品に対する支援は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（いわゆる障害者総合支援法）により、各自治体が日常生活用具給付等事業で支援の有無や金額を決めることになっています。</p> <p>そこで、人工内耳助成に関するつくば市の状況及び今後の方針について、以下お伺いします。</p> <p>(1) 市内の人工内耳装着者の把握状況</p> <p>(2) 人工内耳の装置及び消耗品に関するつくば市の補助状況</p>	市長 担当部長
3 学校図書館の充実について	<p>学校図書館の蔵書管理、見せ方等の運営を担当する職員については、今年度より「学校司書」という、本来の業務内容に合致した名称に変更されました。しかし、学校司書は勤務時間が限定されているため、適切な蔵書管理や魅力的な場作りまで行うのが難しい、という声が届いています。</p> <p>多くの子どもたちが「学校図書館は身近で役に立つ、魅力的な資料がある施設である」ことを実感するために、学校司書の勤務状況及び蔵書管理の状況について、以下お伺いします。</p> <p>(1) つくば市の学校司書の今年度の勤務状況</p> <p>ア 1日あたりの勤務時間、週あたりの勤務</p> <p>イ 年間勤務日数。うち長期休業中の勤務日数</p> <p>ウ 勤務時間中の司書教諭との協議について</p> <p>(2) つくば市の学校図書館における過去3年間の図書室用図書の予算について</p> <p>ア 合計金額</p> <p>イ 1校あたりの平均金額</p> <p>ウ 各校への予算配分の根拠</p> <p>(3) 学校図書館標準冊数の達成状況</p> <p>(4) 学校図書館における資料（図書）の除籍基準と過去2年間の除籍の状況</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。